

入札監理小委員会
第643回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第643回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和3年10月20日（水）16：21～17：34

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会
2. 実施要項（案）の審議
○宿泊旅行統計調査の実査・集計・分析業務（観光庁）
3. 事業評価（案）の審議
○民間給与実態統計調査（国税庁）
4. 閉会

<出席者>

（委員）

中川主査、浅羽副主査、辻副主査、生島専門委員、尾花専門委員、川澤専門委員
三輪専門委員

（観光庁）

観光戦略課 観光統計調査室 岩上室長
観光戦略課 観光統計調査室 小野専門官
観光戦略課 観光統計調査室 迫下係員

（国税庁）

長官官房企画課 田島課長
長官官房企画課 清水課長補佐

（事務局）

長瀬参事官、飯村企画官

○中川主査 それでは、ただいまから第643回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、宿泊旅行統計調査の実査・集計・分析業務の実施要項（案）について、観光庁観光戦略課観光統計調査室、岩上室長より御説明をお願いいたします。なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

○岩上室長 どうぞよろしくお願いいたします。観光庁観光戦略課観光統計調査室の岩上です。

それでは、宿泊旅行統計調査の実査・集計・分析業務について御説明いたします。最初に、実施要項の2ページを御覧ください。

まず、概要ですけれども、本業務につきましては、我が国の宿泊旅行の実態を把握することを目的として、全国の旅館、ホテルなどの宿泊施設に対して、宿泊した日本人や外国人別の延べ宿泊数や宿泊施設の稼働率などを調査する統計を実施する業務になります。この調査結果は、観光行政の基礎資料の作成などに役立てられているほか、新聞などにおいても記事になるなど、観光庁としても、重要な統計調査と位置づけております。

次に、1. 調査の対象です。対象の範囲ですが、宿泊施設のうち、従業者数10人未満の施設はサンプル調査として無作為に抽出してありまして、また、10人以上の施設は悉皆調査として全数調査を実施しているところでございます。

次に、統計の実施方法につきましては、詳細は3ページ以降に記載しております。特に関連するのが、5. 調査の方法の（1）調査の方法ですが、対象となる宿泊施設に対して調査票を郵送し、回収された調査票を審査、集計しております。なお、結果の公表につきましては、調査月の翌月の末には一次速報として公表、その次の翌々月末には二次速報として公表しております。例えば、3月末には1月分の二次速報と2月分の一次速報を同時に公表する形になります。また、毎月末に公表するプレス資料及び統計表の作成までが毎月決まって実施する主な業務となります。先ほど5の（1）で触れさせていただきましたが、宿泊施設からの回答は、郵送のほかにファクスでの回答や、それ以外には、観光庁のホームページよりエクセルファイルをダウンロードし、メールによる提出も可としているところです。

前のページに戻っていただいて、2ページ、3の（2）に関してですが、毎月実施する業務及びスケジュールは、月によって若干の変動はあるものの、基本的には、おおむね決まっております。調査票の回収期限は翌月の10日、11日前後としており、審査、集計した上で、20日前後には、プレス資料案、統計表などを官公庁に納品するようなスケジュールになっております。

そのほか、8ページの⑩マスター名簿の更新ですが、年に1回、母集団名簿の作成業務がございます。具体的には、都道府県ごとに宿泊施設の開業、廃業について更新した情報に従って、全体の母集団名簿、調査対象名簿を整備する業務となります。なお、都道府県に対する照会は観光庁が実施しております。年間の確定値を公表する際には、この更新された名簿を基に遡及推計を実施し、当該名簿は翌年の調査対象施設を選定する際に使用することとなります。

次に、10ページの⑪に関連するところですが、精度向上や報告者の負担軽減など、調査の課題や改善方策などについて整理、報告するとともに、検討資料を作成することも業務の一部となっております。

続きまして、今回の改善点について御説明させていただきます。

本事業は、最低価格落札方式の一般競争入札で行っておりますが、継続的に1者応札となっていることもあり、競争性の確保が課題と指摘されているところでございます。このような状況を踏まえまして、今般、競争性やサービスの質が確保されるよう改善した4つの点について、説明を差し上げたいと思っております。

まず1点目は、入札公告期間を前回より長く確保いたします。19ページの入札に係るスケジュールで、1から5までの入札公告期間は、前は40日程度でございましたが、今後は、おおむね50日間以上は確保したいと考えております。

2点目としまして、準備期間を確保することが重要かと考えておりますので、公募開始時期と開札時期を早めたいと考えております。前は、(7)開札が2月25日であり、準備期間は1か月程度ございましたが、事業者に対して行ったアンケートによると、落札しても、4月1日の事業開始までの準備期間が短いといった意見がございました。また、入札説明会に参加した事業者にヒアリングをしたところ、人員確保の観点から準備期間が必要と回答がありましたため、入札公告期間を前回よりも長く確保した上で、さらに事業開始までの準備期間や引継ぎ期間が十分に確保できるよう、スケジュールの改善を図りたいと考えております。

3点目ですが、不確実な業務について見直しを図り、業務内容の明確化により必要な業務量や作業要員などが見積りできるよう、よりイメージできるように改善を図りたいと考えております。具体的には、5ページの②の上のほうの見え消し部分を御覧ください。「また、調査票の調査項目（例：国籍・地域）が追加になる場合などがあり得る。その場合は観光庁観光戦略課と協議の上、対応すること。」とありましたが、こちらを削除いたします。

関連して、7ページの⑥の統計表、調査結果報告書等の作成の見え消し部分を見ていただきますと、同様の記載がございまして、同様に対応することを求めておりましたが、こちらも削除いたします。これは、どの程度、調査項目が追加されるか不明なため、業務量を見込むことが大変難しい仕様内容となっておりますので削除いたします。

最後、4点目の改善点ですが、事業者の創意工夫を活用できるよう改善を図りたいと考えております。10ページの上のほうに見え消しで追記しているところがございます。「なお、調査対象施設が調査不能の場合に、代替する調査対象施設の選定について提案するときは、観光庁観光戦略課と協議すること。」この文言を追加することにより、有効回答率の向上に寄与できるのではないかと考えております。

四半期分の調査票をまとめて発送している調査ですが、廃業などにより調査不能となりました施設については、発送後の早い段階で判明した場合には、別の施設に調査を願いますれば、回収率の向上が図られるのではないかと考えました。そこで、事業者の創意工夫を活用して、例えば、同じ規模の施設に代替するとか、また、地域の特性などを考慮して事業者の方に提案をしていただければ、回収率の向上により、サービスの質の向上にも寄与すると思っております。

以上、簡単ではありますが、実施要項（案）について説明させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○中川主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの実施要項（案）の御説明について、御意見、御質問のある委員におかれましては、御発言をお願いいたします。

辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

資料A-2、実施要項の7ページ目でございます。真ん中からやや上のほうにD)とございまして、「レンジチェック、クロスチェック等を行い」ということが書かれてございます。1点気になったのは、【資料20を参照】の後です。「なお、エラーチェックロジック及び集計方法については、観光庁観光戦略課に確認を取ること。」とございます。恐らく、レンジチェックに当たっては、外れ値といいますか、上限と下限が定義されていたり、いろいろあると思います。エラーチェックロジックは、観光庁がつくって、それに従って事業者がやればよいのか、それとも、エラーチェックロジック自体を事業者が考えてつくらねばならないのか、この辺り、いかがでしょうか。

○小野専門官 エラーチェックロジックについては、事業者で作成を行っていただきます。

○辻副主査 エラーチェックロジックは事業者がつくるということだったと思うのですが、そういうロジックは、この種の業態の事業者にとって、簡単につくれるものでしょうか。

○小野専門官 エラーチェックロジックのルールは別添資料で公表しておりますので、それに基づいて作成していただければと思います。

○岩上室長 例えば、外国人延べ人数と全体延べ人数を比較した場合、全体延べ人数が小さくなってしまっておかしいということがあると思うのですが、そういうルールを我々で資料としてまとめておまして、それをプログラミングに落とし込んでいただく形になります。

○辻副主査 分かりました、ありがとうございます。

○中川主査 川澤委員、お願いいたします。

○川澤専門委員 御説明ありがとうございました。

まず、実施要項の資料A-2の3ページ目で、先ほど、調査の方法の部分でファクスの回答も受け付けているということだったのですが、ファクスの回答というのは、引き続き、実施する必要があるのでしょうか。まず、件数もかなり少ないようであれば、今、オンライン化を進めている中で、ファクスの廃止もいろいろと言われているところですが、その辺りはいかがでしょうか。

○小野専門官 ファクスの回答は、今のところ、月平均70程度ございますので、それだけあるということを見ると、まだまだ、このまま継続でいいのかなと考えておるところでございます。

○川澤専門委員 分かりました、ありがとうございます。

あと、6ページと7ページですが、6ページの④のC) 電話による督促を7から8割程度というのは3割に減らされていると思うのですが、大分減らした理由というのは何でしょうか。

○小野専門官 最新の実態に合わせて、今、3割程度の架電となつてございますので、実態に合わせた修正としております。

○川澤専門委員 そこを減らしたところ、有効回答率に問題はないという御判断ということですか。

○小野専門官 はい。回答率については去年と比べても変わっていないので、そこは最新に直しております。

○川澤専門委員 あと、20ページで、2. 落札者の決定の(1) プライバシー使用許諾で、資格を1つだけ設定されていると思うのですが、I SNSとか、I SOとか、少し対象は異なりますけれども、ほかの類似の資格の認証を認めない積極的な理由というのは何かございますか。

○岩上室長 そもそもプライバシーマークに関して追記しているのは、総務省の統計の調達に関してのマニュアルを見たときに、プライバシーマークなどのプライバシーに関するものを入れるという記載がありましたので入れているところですが、御指摘いただいたものについても、少し検討していきたいとは思いますが。

○川澤専門委員 分かりました、ありがとうございます。

最後の1点で、複数年度化については、統計の見直しを予定しているので難しいというお考えだと思うのですが、統計の層化の見直しといったところを、まさに検討会とか委員会等で検討が進められているという状況でございませうか。

○小野専門官 はい。そこら辺は、今後、検討会を開いて、有識者の意見を聞きながら進めてまいりたいと思っております。

○川澤専門委員 分かりました。かなり長い目で検討を進められるようであれば、直近の調達においては、複数年度化して効率化を図るということも考えられると思っておりますので、そこはどのぐらいのスパンで検討されているのかということ踏まえて、複数年度化についても、ぜひ前向きに御検討いただければと思っておりました。

以上です。

○中川主査 三輪委員、お願いいたします。

○三輪専門委員 オンライン調査のやり方について、コメントがあります。今、オンライン調査はなかなか乗り換えるのが難しいといったお話を伺いまして、その根拠の95%ぐらいが、たしか郵送での回答であるといったことでした。確かに、一般統計調査で、質問数がそれほど多くなくて、紙で答えてもあまり負担にならないから、ぱんと答えて、すぐ返送するんだろうなとも思ったんですけども、その一方で、郵送とオンラインだと、事後のデータの加工とか処理がコストとかスピードが違うんですね。それで、お話を伺って分かったのは、エクセルのファイルをダウンロードして、名前をつけて保存して、入力して、メールで送るというやり方が、多分、オンライン化が進まない理由の一つかもしれないなと思ったんですね。今、普通のオンライン調査だと、QRコードとかで、スマホとかでも簡単にぱんと回答できるようなものを用意するのが大体標準で、恐らく、この業

者とか、今回も落札さえるのか分かりませんが、通常入っている業者、多分、今、どこでも対応できると思うんですね。オンライン調査のやり方自体をもう少し現代化するというか、そういった方向の議論とかはなされているのでしょうか。

○小野専門官 エクセル以外の方法のオンラインについては、予算的なものもございますので、予算的な措置も考えながら、御指摘を踏まえ、今後、検討させていただければと思います。

○三輪専門委員 はい、分かりました。

○中川主査 生島委員、お願いいたします。

○生島専門委員 御説明ありがとうございました。

私も今、三輪先生がおっしゃっていたことに一言だけ追加でと思ったのですが、予算ということをおっしゃっていたのですが、例えば、事前の御挨拶ですか御礼とかも含めて、先ほどのQRコードなどでやりましたら、それも含めてオンラインでできてしまうと思うのです。単に新しくシステムをつくる場所のインシャルのコストだけではなくて、今までかかっている部分のランニングコストなども含めて、予算のフィジビリティスタディーみたいなことをぜひ行っていただきたいと思います。それにかかる人手とか、単純に追加のシステムということだと予算がかかるように見えるかもしれないのですが、それでも恐らく、スマホで「ピピピ」と押して、要はQRコードでもいいですし、変な話、こちらから対象業者のサイトに行ってもすぐウェブ上でもできるとかというのができると思うのです。多分、川澤先生とかは御存じだと思うのですが、現在、そんなにコストはかからないと思うんですね。なので、本質的に、この議論をしている中で、この中での質問とかもあるのですが、エクセルをベースに議論を進めることが、果たして、この現代において建設的なのかなという、ちょっとどうしても疑問があるなと思います。三輪先生に重ねる形になるのですが、この件に関しては、どうしてもこちらがかなり本質的な問題なような気がしております。多分、もうエクセルをダウンロードして答えるのはしないと思うんですね。聞いただけでやりたくないのというのは、それはちょっとないかなと思っております。ぜひ、そこの御検討をいただきたいということが私の追加のコメントです。あとは資料A-4で、入札不参加に対するヒアリングをされた部分を拝見いたしました。応札参加要件を満たさなかったということを理由になさっているのが1回ではなくて2回あります。これは違う業者が違う理由をおっしゃっていたのか、応札参加要件のどこが満たされていなかったのかというのを教えていただきたいなと思います。実施要項

ですと18ページ、19ページ辺なのかなと思うのですが、どこに当たるのかがよく分からなかったので、御教示いただけますでしょうか。

○小野専門官 入札参加資格を満たさなかった2者は、1者については、プライバシーマークを持っていない業者、取得していなかったため、協業する業者を探していたようですが、ちょっと時間的に間に合わなかったという回答を得ているところです。もう1者については、入札参加資格は役務の提供AまたはBという資格があるのですが、こちらについて、入札参加資格がCの業者ということで、そもそも参加資格がなかったという業者でございます。

あと、もう一つ御指摘を受けましたオンラインについてですけれども、宿泊施設というのは大きい施設もあれば小さい施設もございまして、小さい施設は高齢者が経営しているようなところも多々ございまして、パソコンも持ってない業者もあると聞いておりますので、全てをオンライン化するというのはなかなか難しいのかなと現状では考えておりますので、時期を見て、オンライン化を推進できればなと思っております。

○生島専門委員 お言葉を返すようで大変恐縮ですけれども、どんなに高齢の業者であっても、その業者がお相手になさる顧客というのがいらっしやって、高齢の事業者であっても、顧客に対するオンライン化の対応というのはどんどんしていかなければいけないプレッシャーが恐らくある中で、パソコンを持っていない方もいらっしやるかもしれないけれども、スマートフォンも持ってないのかなとか、iPadを持ってないのかなとか、御家族も持ってないかなと思うと、恐らく、その事業を運営する中で、どなたかがスマートフォンの一つくらいは持っていると思うのですよ。そもそも、パソコンを前提になさらないほうがいいのかなというか、オンラインのアンケートで、パソコンも使わないと思うんですね、スマホか、せいぜいiPadかというところだと思うので、観光業者ですから、一般の顧客をお相手にして、彼らが全くそういうことをしていないということはないと思うのです。はがきが来る、楽だからそれでやっているだけで、なかったらなくて、対応されると思うのですね。なので、高齢だからできないということは、恐らく、この事業者については、事業の性質上、ないのかなとどうしても思ってしまうので、本当に数分で済むようなことであれば、御家族様、お子様ですとか、お孫様ですとか、いとこさまですとか、どなたかできる方がいらっしやると思うので、やはり、そこは強く御検討いただきたいなと再度思いましたので、改めてお願いでございます。どうぞよろしく願いいたします。

私からは以上です。

○小野専門官 御指摘ありがとうございました。今後どのようにオンライン化していくかというのは、事業者からの要望等、アンケートとかを取りながら進めてまいりたいと思いますので、今後、検討させていただきたいと思います。

○中川主査 ほかに御意見、御質問等ございますか。

尾花委員、お願いいたします。

○尾花専門委員 まず、履行期間についてのコメントが、業者から意見が出ていたことから、御検討いただきたい点が2点あります。

3/256でございますが、本労務の開始日というのは、仕様書を見ればすぐ分かりませんか。この開始日が、例えば4月1日に契約締結してすぐ業務を開始ということであれば、業者としては、ちょっとつらいのかなと思いますので、この点について、検討できるのであればお願いしたいというのが1点です。

もう1点は、11/256ですが、業務計画書自体も契約締結後7日以内に提出しなければならないとなりますと、新規の業者としては、7日というのは7営業日ではないので相当早いかなと思うので、この履行期間についての懸念がございます。入札の手続よりも履行に関するスケジュールだとすると、この期間について御検討いただくほうがいいかなと思うのが1点です。履行期間についての懸念をアンケートで出されているということからの検討のポイントとして思いつきましたので、改善案がなければ仕方がないのですが、何か改善案があるようであれば、お願いしたいと思います。

次が16/256ですけれど、これを見ますと、請負金額が大きくお金を年度末に一括して払うみたいに読めまして、もし、それが実態である場合には、大きな会社だと耐えられると思うんですが、そうでない会社にすれば、もちろん、請負だから仕方がないという御判断もありますけれども、何か工夫ができるようであれば、応札業者を増やす一つのポイントになるのではないかと考えました。これも御検討いただきたいなと思います。

それから、18/256ですけれど、会議を想定されていて、原則的に観光庁で実施すると書いてあって、今の業者はたまたま東京近郊におられるので観光庁まで来られるのでしょうけれど、まず、地方の業者がやりたいなとか、こういったオンライン、統計については、必ずしも東京に本社を持っていない会社もあるかと思いますが、この点について、業者の申出があればウェブも検討するみたいなことも書かれると、広く応札業者を求める一つの手段になるのではないかと考えましたので、ここも御検討ください。

あと、予定価格ですけれど、九十九点何%で推移していて、どうやってつくられていますかね。見積りを出していただいて、つくっておられますかね。そうすると、この予定価格の国民に対する説明責任みたいなものはどんな形で考えておられるのかなというところが気になりましたので、そこは教えていただくと助かります。

以上、履行期間に伴う懸念を払拭するための論点と、支払い方法及び会議の場所については、工夫ができるようであればお願いしたいという点です。また、予定価格については、どんな形でやっているか教えてください。

以上です。

○小野専門官 御指摘いただきました締結後7日以内に提出することや、会議については、原則、観光庁を想定というところについては、改善をするために修正を図りたいと思っております。

予定価につきましては、3者から見積りを取っておりまして、最低価格の見積りを参考に予定価を立てていると聞いております。そのことから、一番安い業者の見積りを参考にしているため、落札時は高くなっているのかなと想定はされます。

以上です。

○尾花専門委員 ありがとうございます。

そうすると、一番安く出すのが従来からの会社だと思われるのですが、どうしても既存業者が有利になってしまうところはどんなところだろうか、観光庁も御自身で何か感じるところはございますか。

○小野専門官 今回の業務をやるには、規模ももちろんそうですけれども、やはり実施の体制を組むことが重要だと考えております。既存の業者は既に実施する体制を持っていますので、そういう意味では、一番安価な見積りが出せるのかなと考えておりますけれども、違う事業者、新規の事業者であれば、事業の規模から、リスクのため、要員をうまく回す、履行できないということにはならない、要員を過剰にといたしますか、うまく回せるように多めに取ってしまうとか、見積りの差が出てしまうのかなとは考えております。このため、仕様をきちんと見積もれるように、不確実な業務がないようにと考えて、今回、改善したところでございます。

○尾花専門委員 ありがとうございます。

以上です。

○中川主査 ほかにございませんか。

ありがとうございました。それでは、実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局で何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 実施要項の修正について、2点、確認させていただければと存じます。

まず、川澤先生から御指摘いただきましたプライバシーマーク使用許諾の認証以外の資格の検討ですけれども、こちらは今回の実施要項で検討していただくということでしょうか。

○小野専門官 そうですね、検討はさせていただきます。

○事務局 あと、先ほど、尾花先生から御指摘いただきました履行期間と、実施要項11ページ、7日以内に提出するという点、こちらについても検討していただくということでしょうか。

○小野専門官 はい、検討させていただきます。

○事務局 実施要項の修正に関わる点は以上かと思しますので、よろしくお願いたします。

○中川主査 あと、18ページの会議の場所についても、検討依頼ということで、よろしくお願いたします。

それでは、本実施要項（案）につきましては、観光庁におきまして引き続き御検討いただき、本日の審議を踏まえて、実施要項（案）について必要な修正を行い、事務局を通して、各委員が確認した後に手続を進めるようお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○事務局 それでは、御退室をお願いいたします。

（観光庁退室）

（国税庁入室）

○中川主査 続きまして、民間給与実態統計調査の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

最初に、実施状況について、国税庁長官官房企画課、田島課長より御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は10分程度でお願いいたします。

○田島課長 国税庁の田島と申します。本日はよろしくお願いいたします。

委員の先生方におかれましては、これまで民間給与実態統計調査の市場化テストの関係では、4期にわたり大変お世話になっております。この場をお借りして御礼を申し上げます。

民間給与実態統計調査の実施状況報告につきまして、御説明させていただきます。お手元の資料2をお開きいただきたいと思います。

本事業は、当庁で実施しております民間給与実態統計調査の調査業務等を民間事業者に請け負わせて実施するものですが、最初に、民間給与実態統計調査の概要について、お手元の資料B-2の民間給与実態統計調査の概要という資料で簡単に御説明させていただきます。

民間給与実態統計調査は統計法に基づく基幹統計調査でございまして、調査の目的等に記載しているとおり、民間の事業所における年間の給与の実態を給与階級別に明らかにし、併せて、租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営の基本資料とすることを目的に実施しているものでございます。

調査は国税庁企画課において実施しており、実施業務のうち、調査関係書類の刷成、発送から調査票のデータ化までの一連の業務について、市場化テストの対象として、民間事業者により実施しているものでございます。

具体的な実施範囲及び業務の流れにつきましては、資料B-2、2枚目を御覧いただきまして、青色で示されている民間事業者欄の各種業務について、民間事業者において実施し、納品された調査票データを基に、国税庁で集計し、調査結果を公表しております。

資料B-2の1枚目にお戻りいただきまして、本調査の報告対象者は、源泉徴収義務者約350万事業所から無作為抽出により選定された2万7,000事業者となっております、いわゆるサンプル調査となっております。

以上が民間給与実態統計調査の概要でございます。

資料2にお戻りいただきまして、事業の実施期間につきましては、平成30年9月21日から令和4年6月30日までの3年10か月間となっております、平成30年分調査から令和3年分調査までの4か年分の調査について、トッパン・フォームズ株式会社において実施しております。

契約金額は、平成30年度から令和4年度までの5か年の総額が約1億5,360万円、調査1年分当たり約3,840万円となっております。

入札の状況は、2者応札で、説明会参加者は6者、応札者2名のうち、予定価格内が1

者となっております。

選定の経緯でございますが、公共サービス改革基本方針により選定されまして、市場化テスト事業としては今回で4回目、また、平成26年度より新プロセスへ移行しております、新プロセス2期目となります。

資料をおめくりいただきまして、2ページの1. 事業の質に関する評価について御説明いたします。

(1) 確保されるべき質の達成状況及び評価を御覧いただきたいと思っております。確保されるべき質といたしましては、資料2ページ目から4ページ目にかけて記載しておりますが、大きく3点ございます。

まず、1点目の①作業方針、スケジュールの遵守でございます。民間事業者は、これらに記載の実査準備等の各工程について、作業方針及びスケジュールを示し、あらかじめ当庁と調整を行った上で業務を実施しております。

また、当庁では、民間事業者からの進捗状況及び結果の報告を受け、調査が円滑に実施できるよう管理するとともに、必要に応じて指導・監督を行っております。

次に、評価でございますが、本事業実施1年目となる平成30年分の調査においては、民間事業者において構築した「疑義照会システム」のシステムリリースの遅れにより、一時、審査業務に遅延が生じましたが、本格稼働後は、遅延解消のため、疑義照会架電の要員を増員し対応するなど、スケジュールに沿った業務を実施するための体制を構築したことは評価できると考えております。

また、事業実施二、三年目の令和元年分調査及び令和2年分調査においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、調査実施期間中に緊急事態宣言が発出されるなど、標本事業所から調査への協力が得られにくい状況にありましたが、そのような状況下においても、確実に業務を実施していることは評価しております。

今回、事業実施分から、新たな施策として実施することとした各種取組についても、適切に対応していることも評価できると考えております。

次に、2点目の②照会対応でございます。

実施状況といたしましては、民間事業者は、調査の実施に当たり、国税庁が貸与した照会等対応事例集などを参考に、「問い合わせ苦情対応等マニュアル」及び「FAQ表」を作成し、照会対応業務要員に対し、接遇を含め、事前に研修を行い、本調査の内容を十分理解させ、調査実施期間中は、対応状況を日ごとに取りまとめ、週1回、当庁に報告を行っ

ております。

ページをおめくりいただきまして、資料3ページ目を御覧いただきたいと思います。当庁は、民間事業者からの報告を受け、調査が円滑に実施できるよう管理するとともに、指導・監督を行っているところでございます。

照会件数については、表1に記載しているところでございます。

次に、評価でございますが、電話対応について統一性を確保するため、「問い合わせ苦情対応マニュアル」及び「FAQ表」を作成し、照会対応要員の教育を適切に行い、「FAQ表」については、照会対応システムへ組み込むことにより効率化を図るなど、照会対応業務を効率的に行ったことは評価できると考えております。

また、令和元年分調査及び令和2年分調査においては、コロナ禍という状況下においても、平均応答率について、例年並みの8割台を維持していることは評価できると考えております。

続きまして3点目、③層別有効回答率でございます。

民間事業者は、郵送またはオンライン調査システムにより調査票を配付、回収しており、調査票の早期提出を促す観点から、標本事業所に対し、電話及び期限周知はがきの送付により、調査票の到着確認及び提出期限の周知を行っております。

また、提出期限である2月末までに調査票の提出がない標本事業所に対しては、電話及び督促はがきの送付による督促を行い、目標とする層別有効回答率の達成の目指すこととしております。

期限周知及び督促件数の詳細につきましては、4ページの表2に記載しております。

この結果、表3に記載しているとおり、平成30年分調査においては、全ての階層において、目標とする層別有効回答率を上回ることができました。一方で、令和元年分調査及び令和2年分調査においては、コロナ禍の影響により、目標とする層別有効回答率を上回ることができませんでした。

これに関しての評価でございますが、令和元年分調査、令和2年分調査においては、結果として、全ての階層においては目標とする層別有効回答率を回することはできませんでした。が、事業の通常実施が極めて困難な状況下において、一定程度、有効回答率を維持できたことは評価できると考えております。

資料をおめくりいただきまして、5ページの(2)民間事業者からの改善提案による改善実施事項について御説明いたします。

本事業において実施した民間事業者からの改善提案による改善実施事項について、2点でございます。

1点目は、①オンライン調査システムの電子メール機能を活用した疑義照会でございます。

調査票の提出があった標本事業所に対し疑義照会を実施する場合、これまで電話のみにより実施していましたが、令和2年分調査より、疑義照会事務の効率化を図るため、電話による方法に加えて、オンライン調査システムの機能を利用した電子メールを送信する方法により疑義照会を実施したい旨の提案がございました。

当庁といたしましては、本提案は、疑義照会事務の効率化に資するものであると判断し、電子メールによる疑義照会を的確に実施するための業務フローを確立した上で了承いたしました。

この結果、架電要員を郵送による調査票を提出した標本事業所への疑義照会事務へ従事させるなど、効率的な疑義照会を行うことができたことは評価できると考えております。

次に、2点目の②期限周知・督促方法の一部変更による効率化でございます。

全数調査対象となる第6から第8層の事業所は、毎年、本調査へ対応しており、一定程度、本調査に対する認識を有していることから、期限周知はがきの送付による効果が限定的であると判断されました。

このため、令和2年分調査より、当該事業所への期限周知はがきの送付をやめ、1度目の督促はがきの送付によっても調査票の提出がない事業者に対しては、再度、督促はがきを送付することとしたい旨の提案がございました。

当庁としては、本提案内容は、督促事務の効率化及び有効回答率の早期達成に資するものであると判断し、実施することを了承しました。

この結果、効率的な期限周知及び督促を行い、また、有効回答率の早期達成に努めたことは評価できると考えております。

以上が事業の質に関する評価でございます。

次に、実施経費についての評価でございます。資料6ページ目、2. 実施経費についての評価の(1) 従来経費と実施経費との比較結果を御覧いただきたいと思います。

市場化テスト実施前の国における従来経費（平成19年分調査の実施経費）と実施経費との比較結果は、こちらの表のとおりでございます。

従来経費（A）は、市場化テスト導入前に国税庁等において調査を実施していた平成1

9年分調査時の実施経費、約4,367万円を記載しております。次に、実施経費（B）でございますが、調査1年分当たりになりますと、約3,840万円となります。これらを比較した結果、増減額（C）は、調査1年分当たり527万4,000円の減額となっており、増減率にすると12.1%の減少となっております。

実施経費が減少した理由については、総価契約であり、個別の費目について、その金額の増減の理由を精緻にお示しすることは困難であるところでございますが、令和元年分以降の調査に対しましては、調査の対象としまして、標本数を削減することにより、調査票の刷成予定数量を10万3,000枚から7万6,000枚に削減し、調査1年分当たり28万6,000円のコストダウンとなった点が挙げられるところでございます。

次に、評価委員会等からの評価についてでございます。資料7ページ目、4. 評価委員会からの評価を御覧ください。

外部有識者に対し、本事業の実施状況報告について意見照会を行いましたところ、こちらに記載しているとおおり、全体的に良好な評価を得ることができたと考えております。

最後に、評価のまとめでございますが、これまで御説明したとおおり、評価の総括といたしましては、事業実施期間中、業務改善命令等の措置はなく、法令違反もございませんでした。また、確保されるべき質の達成状況及び実施経費について、外部有識者からも全体的に良好な評価を得ることができました。競争性も2者の応札があり確保されていることから、事業は適正に実施されていると評価できると考えております。

これらの結果を踏まえまして、良好な実施結果が得られており、市場化テスト終了プロセス及び新プロセスの運用に関する指針の基準を満たしていることから、今期をもって市場化テストを終了することにしたいと考えております。

当庁からの説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○中川主査 ありがとうございます。続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より御説明をお願いいたします。

○事務局 続きまして、評価（案）について御説明させていただきます。

資料1ページの事業の概要につきましては、ただいま国税庁より御説明がありましたので、割愛させていただきます。

2ページ目を御覧ください。評価です。結論から申しまして、本事業は終了プロセスに移行することが適当と考えております。

続きまして、対象公共サービスの実施内容に関する評価ですが、確保されるべき質の達

成状況に関しましては、3つの水準につきまして、全て目標を達成していると評価しております。

続きまして、4ページ目をお開きください。民間事業者からの改善提案ですが、2つの改善提案がありまして、業務の質の向上に貢献していると評価できます。

(3) 実施経費です。実施経費は、従来経費と比較して12.1%、調査1年分当たり527万4,000円の削減を達成しております。

(4) 選定の際の課題に対応する改善。競争性に課題が認められたところ、入札公告期間の延長、入札参加が期待される者への個別掘り出し、アプローチ等を実施の結果、2者応札に至り、改善が認められました。

(5) 評価のまとめです。業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質については、全て目標を達成しているという評価できます。

また、民間事業者の改善提案により2つの改善提案がありまして、その結果、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できます。

実施経費についても、12.1%の削減が認められたように一定の効果があったものと評価でき、公共サービスの質の維持向上と合わせて、経費の削減の双方の実現が達成されたものと評価できます。

5ページ目です。なお、本事業の実施期間中に委託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、法令違反行為等もなかった。また、今後は、国税庁に設置している外部有識者で構成される評価検討会において、事業実施状況のチェックを受けることが予定されています。

(6) 今後の方針です。本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」Ⅱ. 1. (1)の基準を満たしていることから、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することが適当であると考えられます。

市場化テスト終了後の事業実施については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、国税庁が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたいと考えております。

以上です。

○中川主査 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました当事業

の実施状況及び事業の評価（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

三輪委員、お願いいたします。

○三輪専門委員 今御説明いただいた評価に関しての異存は特にはないのですが、調査のことにに関して確認をさせてください。

まず、先ほど有効回答率の報告がありましたけれども、例えば令和元年と言っているのは、令和元年に、たしか調査の実施が1月から2月だということがどこかで述べられたと思いますので、令和元年というのは、事実上、明けて令和2年の1月から2月に行った調査という理解で正しいですね、まずはそちらの確認です。

○田島課長 令和元年分の調査においては、令和2年1月から2月に調査書類を発送して返送していただくという手続になっております。

○三輪専門委員 分かりました。では、私の理解で正しいですね。

○田島課長 おっしゃるとおりでございます。

○三輪専門委員 では、令和元年と書かれたところが著しく回収率が落ちてしまっているのですが、先ほどの御説明どおりであれば、1月、2月は、あの頃はまだダイヤモンド・プリンセスとかいった頃ですから、コロナ禍という状況のやや手前だったと思います。やはり回収率の低下分というのは、例えば2月の末の時点の回収率を見ると、その前の年とかと遜色なく、しかしながら、4月、5月が督促業務などが滞ったという御説明があったのですが、その前の時点での回収状況に関しては特に問題はなかったということで、こちらでも理解は正しいでしょうか。今回、数字は示されておりませんが、

○田島課長 おっしゃるとおりで、まずは2月の末に学校に行くことを自粛するという要請がございましたので、2月まではコロナの影響というのは多くなかったと私どもも見ております。ただ、データの的に、そこまではどうだったかというのは、なかなかお示しはできてないところでございます。その後、2月末に提出期限があるわけですが、督促をする段階で、4月に入って緊急事態宣言がありまして、3月の段階では学校の休校とかがあって、相当いろいろ議論が起きていたところでございます。なので、督促について、特に緊急事態宣言を発出した後は、従来行うべき標本事業所への疑義照会の架電とか、それから、督促の架電を中止させていただいたということがございます。それから、コールセンターもやっていたのですが、緊急事態宣言発出後は業務の縮小を図らざるを得なかったということもあって、提出いただけていない方について、従来だと、提出いただくように督促し

たり、それから、調査票を出していただいたんですが、内容について確認をしなければいけないというところについて、コロナの影響があったと考えているところでございます。

○三輪専門委員 分かりました、ありがとうございます。確かにあの頃はかなり既存の調査も延期だとか、中止だとか、いろいろなことが検討された時期だと思うので、致し方ないかなと思います。

それからもう1点お聞きしたいのが、先ほどの説明の中で、第5層から8層ですかね、抽出率を変えたというお話がございました。やっぱり、大きい業者だと、事業所を抜くのは全数でやられ、その後の個人を選ぶときに、抽出率を今までよりも変えたわけですね。そうすると、当然、回収できる票数は減るわけで、データの精度に関しては落ちることはあると思います。それに関しては、既に進められていることなので、私何かというわけではないのですけれども、どれぐらいの検討をされたのか。例えば、労働経済学者とかミクロ経済学者だったら、やはり、データをリッチに取ってほしいという意見があるとは思いますが、抽出率の変更に関して、どのような検討や議論をなされたのかという点だけ教えてください。

○田島課長 御指摘のとおり、令和元年分調査において、標本給与所得者に係る抽出率の見直しを行いました。これは、標本事業所になるべくあまり負担をおかけすることなく、しかも、統計調査の精度は維持するよというものが、民間給与実態統計調査に限らず、全ての統計調査について、標本調査の場合は、なるべく標本対象を少なくできないかという観点の見直しが適切だという御指摘をいただいていたところでございます。そういうこともあって、選ばれた標本事業者の方は回答に負担をいただくこととなりますので、なるべくその負担を減らすという観点で、標本となる給与所得者を2割減らすことにしたところですが、この判断に当たっては、事前に、総務省統計審査官室、それから統計委員会の方にも、精度が維持できる場所は確保することを前提に御相談をして判断しているところでございます。

○三輪専門委員 分かりました、ありがとうございます。何しろ基幹統計ですので、やはりコストも大事ですけれども、データの質といいますか、国の根幹だと思いますので、ぜひ、お続けいただきたいと思います。

私からは以上です。

○中川主査 浅羽委員、お願いいたします。

○浅羽副主査 御説明いただき、ありがとうございます。浅羽と申します。

御庁並びに総務省から市場化テスト終了の方針が出されております関係で、私は、今後に関しまして、少し枠組みを広げたコメントをさせていただきたいと思っております。

先ほど田島課長がおっしゃられたように、コロナ禍でも、スケジュールどおり、令和2年分が9月に公表された民間給与実態統計調査、私も早速使わせていただいております。民間給与実態統計調査自体は非常にスムーズに出て、使い勝手のいい統計で、私、毎年度のものを使わせていただいておりますが、一方で、決して悪いというわけではないのですが、スピードの点で、別の調査、御庁がやられている会社標本調査に関しまして、もちろん、枠組みが違うものであるということは重々承知の上でのコメントですけれども、かといって、対象は全く違うものではなく、それなりにかぶる。かつ、一方は基幹統計で、一方は基幹統計という位置づけではない、それもちょっと違いますし、あと年頭、あと事業年度のずれ等、そういうのがあるのは承知の上で、今後の話でお聞きしたいのは、例えば民間給与実態統計調査、今般うまくいっている以上、それを変えないというのも1つの手だとは思いますが、例えば会社標本調査と一緒に委託に出すとか、少し枠組みを広げた考え、検討といったようなことは全く考えられないことでしょうかというのが私からのコメント及び質問です。

と申しますのも、会社標本調査は、出るのが少し後になりますよね。ですので、並びで使いたい人間にとっては、あのずれは大き過ぎるなという感じがしておりまして、外部委託して、民間給与実態統計調査、今般、比較的うまくいっているように評価されておりますので、今後に関して、そうした広げた話も考えられないか、御教示いただければと思います。

○田島課長 今御指摘の会社標本調査については、国税庁に提出されている法人税の申告書のデータをベースに、国税庁に提出された法人税の確定申告書の中で標本抽出を行っておりまして、民間給与実態統計調査の場合は、源泉所得税の納税義務者の方に実際に調査票を書いていたのですが、会社標本調査については、納税者の方に調査票を書いていただく手間をいただかずには部内で標本抽出をし、提出された法人税の確定申告書を集計して対応しておりますので、調査の仕方がちょっと違うということがございます。御指摘のとおり、発表月が民間給与実態統計調査とは違って大分遅くなっているところがございます。その点については、法人税の申告は事業年度ごとでございますので、どこの部分で事業年度を捉えるかということで、その制約があるのですけれども、会社標本調査の発表時期を早くしたほうが良いという御意見は、今後、もう少し何らかの工夫をして

早くできないかは1つの課題だと思っております、何とかできる方法はないか、勉強していきたいと考えております。ただ、統計のつくり方がちょっと違う面があることと、事業年度でございますので、事業年度をどう切るかというところもあるということは、ちょっと課題かなと思っております。

以上でございます。

○中川主査 川澤委員、お願いいたします。

○川澤専門委員 御説明ありがとうございました。

資料2の5ページの(2)の①民間事業者からの改善提案で、疑義照会についての改善が図られたと伺いました。今回は、電子メールに疑義照会の業務フローを確立されたということですので、次年度以降につきましては、これも実施要項といいますか、仕様書の中に1つの業務として位置づけて、業務を標準化されていくというお考えでしょうか。もしこれが有効な手法であれば、次年度以降もそのような形で継続して実施したほうがいいのではないかとお伺いしてお伺いします。よろしくお願ひします。

○清水課長補佐 国税庁企画課の課長補佐の清水でございます。御意見いただきまして、ありがとうございます。

おっしゃるとおり、電子メールの機能を活用した疑義照会によって、電子メールを送信する方向でかなり効率化された部分がありまして、こういった取組がやれたというのは事実でございます。今後、これを仕様書に盛り込むかどうかということも含めて検討はさせていただきますと思っておりますが、いずれにしても、次回以降もオンライン調査システムの電子メール機能を活用した疑義照会が行われるように業者等に、同じ業者が落札するか、違う業者が落札するか読めないところでございます。けれども、こういったものをよく活用して創意工夫を図っていただけるように、業者に働きかけていくというところはあり得ると思っております。今の段階でこれを盛り込むかどうかにつきまして、即答できないところでありまして、今後、検討していかなければいけないかなとは考えております。いい取組だと思っておりますので、生かせるような体制づくりというところは今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○川澤専門委員 分かりました、ありがとうございます。仕様書の中で位置づけることが難しいようであれば、例えば、総合評価であれば企画提案として何か提案を求めるとか、いろいろな方法があるかと思っておりますので、ぜひ、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○清水課長補佐 ありがとうございます。

○中川主査 ほかにございますか。

私から1点、資料2、6ページの実施経費の評価について、お伺いさせてください。平成19年と比較して、今回、平成30年からの年度当たりで約12.1%減ということで評価をされていらっしゃるかと思います。この評価の原因、示すことは非常に困難だということは理解したのですが、基本的には、抽出率の見直しによって扱うデータのボリューム、量は減ったのだけれども、それによって、金額、コストが下がる。ただ、先ほどの三輪委員からの御質問の回答にもありまして、量は下がったのですけれども、データの質としては、基本、平成19年のときと比べて遜色ないということでの12.1%減ということで理解させていただいてよろしいでしょうか。

○田島課長 今御指摘のとおり、外形的な平成19年のときと令和元年度の違いは、標本となる給与所得者の数が減ったということでございまして、それに伴って、調査票の刷成数量とかがコスト減になっている等はございます。それはコスト減の要因の一つであることは、おっしゃるとおりだと私も認識しております。それ以外の部分は、全体としての契約でございますので、個別にここだということは、なかなかファクトとして御指摘することが難しいところではありますが、調査の内容、質においては、良好な質が確保されているということは言えるかと思っておりますので、そういう意味では、御指摘のとおり、経費が減っている部分だけ、市場化テストは有効に機能していると考えているところでございます。

○中川主査 ありがとうございます。調査対象のボリュームが減れば金額が減るのは当たり前だよねと思う方もいらっしゃるかと思うので、もし、こちらの評価の欄に、データの質の部分に関する分も比較の対象として一文加えていただくと、より12.1%減の説得性があるのかなと考えました。御検討いただければと思います。

○田島課長 分かりました、ありがとうございます。

○中川主査 ほかに御質問、御意見いかがでしょうか。

それでは、審議はここまでとさせていただきます。

事務局から、何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 では1点、今、中川主査から御指摘がありました経費のデータの質の部分で、最後に一文加えていただくことを御検討あるいはまた修正していただくということで、ま

た、そのほかには資料の修正及び御質問、御意見はなかったという理解ですが、委員の方々はそれでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局 では、国税庁の皆様、経費のところ、最後に一文加えられるかどうかの御検討、御修正等、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○田島課長 分かりました。

○清水課長補佐 承知いたしました。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○田島課長 どうもありがとうございます。

○清水課長補佐 ありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。国税庁の皆様、システムからログアウトをお願いいたします。

○清水課長補佐 はい、承知いたしました。

○田島課長 失礼します。

○事務局 本日はありがとうございました。

(国税庁退室)

— 了 —